

保護者各位

大和高田市教育委員会事務局教育部
教育総務課 保健給食担当

長期の連続欠食等に関する給食費の取扱いについて

学校給食は、食材を一括で大量に発注・調理しなければならないため、急な個別欠食や集団欠食に対応できません。

そのため、給食費については、年間の給食実施予定回数に基づき算定した金額を定額とし、原則として返金することはありません。

ただし、長期間にわたり連続して欠席（欠食）する場合で、事前にご連絡をいただいた場合に限り配慮させていただきます。

連続して8日以上欠食する場合、事前に、担任の先生に「学校給食欠食（停止・再開）届出書」を提出してください。

提出された日の翌日を1日目とし、4日目以降について停止もしくは返金の対象とします。

したがって、急病等による1日だけの欠食、連続しない飛び石の欠食、結果的に8日以上欠食することになったものの、事前に長期欠食の連絡がなかった場合は返金できませんのでご承知ください。

また、再開届を提出いただくことで給食の提供を再開します。再開届を提出いただいた場合、食べた食べないにかかわらず、再開日から給食費支払いの対象となります。

なお、欠食期間中に給食を食べた場合は日額にて給食費を徴収いたします。

【停止の場合】

木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
欠食届出 受理	1日目			2日目	3日目	4日目 停止・返金対象